

日本の MCEV と生命保険会社の資本リスクマネジメント

ソニー生命保険株式会社 執行役員常務・保険計理人 花津谷 徹 氏

【酒井】 それでは、次の講演に移らせていただきたいと存じます。ソニー生命保険株式会社執行役員常務・保険計理人の花津谷徹様より、「日本の MCEV と生命保険会社の資本リスクマネジメント」の演題でご講演をお願いしたいと存じます。花津谷様、よろしくお願いたします。



日本のMCEVと 生命保険会社の資本管理

花津谷 徹 (ソニー生命)

JARIPフォーラム
2011年5月23日

(当資料は個人の見解に基づくものであり、所属する法人の見解を代表するものではありません。)

【花津谷】 酒井さん、ご紹介ありがとうございます。私が所属している会社が MCEV というものを公表しており、それがソルベンシー II の QIS 4 あたりをリスク評価に用いている関係で、今回、自社の経験を事例として紹介するよう依頼されたものと理解しております。田中会長から頂戴した依頼状には、これは学会だから、本質的な議論をと書かれておりました。振り返ってアクチュアリー会はどうかというと、私も理事をしておりますが、本質的な議論もできます。かなりできますが、現実の制度問題になりますと窮屈なところもあるように思われます。JARIP の会員にはアクチュアリー会の会員も大勢

いらっしゃいますが、アクチュアリー会のほうでも、一層本質的な議論を展開してくださるよう期待するものであります。

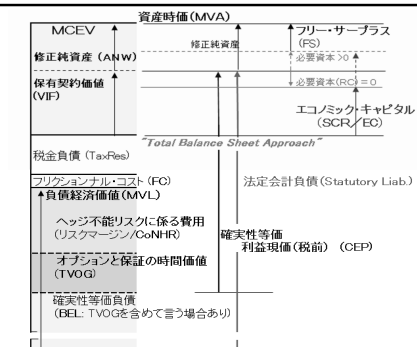
0. 目次



1. TBSAとしてのMCEV
2. 日本のEV開示状況
3. リスクと資本
4. 資本管理の要点
5. SCR/ECの基本について
(EU Solvency II (QIS)等から学べること)
6. 幾つかの課題 (MCEV&資本管理)
7. 経済価値基準のソルベンシー規制に向けて

前置きはこのくらいにしまして、本論に入ります。目次の最後に「経済価値基準のソルベンシー規制に向けて」とあります。論題からはやや外れますが、実務を通して気になっている点について、僭越ながら、思うところを述べさせてもらっております。

1. TBSAとしてのMCEV-1



まず、MCEV です。これはもう特に説明する必